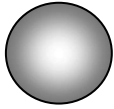


# 1章 都市計画マスタープランの基本的な考え方



## 1. 計画の背景と目的

昨今、わが国の社会・経済を取り巻く環境は大きく変化を遂げており、少子高齢化の進行や国際化、\*高度情報化、地球規模での環境保全などへ対応したまちづくりが求められています。

一方では、\*地方分権の動きを受け、地域の個性を重視し、地域みずから主体となりまちづくりを進めることが重要となっています。

このような中、平成4年に改正された\*都市計画法において、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「\*都市計画マスタープラン」の策定が必要となりました。

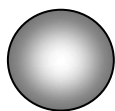
この都市計画マスタープランは、住民の参画のもと、地域の資源や可能性を十分に認識し、将来のまちのあり方を検討していくものです。

これまでも本別町では、平成15年7月に「都市計画マスタープラン」を、「第5次本別町総合計画」を基に策定し、その後の本町をとりまく情勢の移り変わりや、平成23年3月に「第6次本別町総合計画」が策定されたことから、「第6次本別町総合計画」を基に、北海道の決定した「本別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合性を図り、時点修正を行って参りました。

今回、昨年の第2回定時見直しにより令和2年10月に道が策定された「本別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と令和3年3月に町が策定をした「第7次本別町総合計画」と引き続き整合性を図りながら、今後のより良いまちづくりを進めていくための指針とします。

---

高度情報化	: 情報通信技術の急速な発展とあいまって、社会経済の仕組みの中で、情報を高度な資源として認識し、これを中心に社会経済活動が進展していくこと
地方分権	: 国全体の行政機能は中央政府と地方政府（地方公共団体）が分有するが、地方分権とは、後者に地方自治の主体としてできるだけ多くの権限を付与・保障すること。
都市計画法	: 都市計画の内容およびその法定手続き、都市計画制限、都市計画事業等について統一的に規定を定めた法律
都市計画マスタープラン	: 市町村が、住民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョン並びに市街地像などを明らかにする計画で、土地利用方針、諸施設の配置方針などをきめ細かく総合的に定める計画のこと

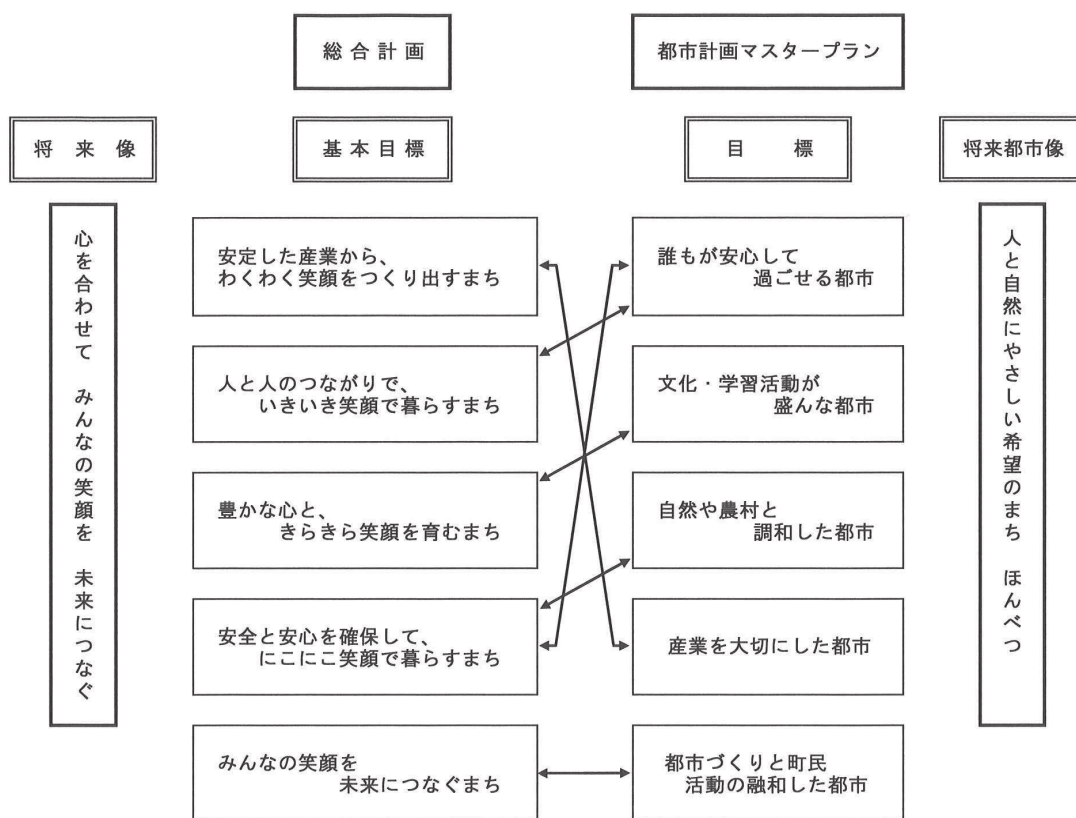


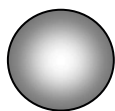
## 2. 本別町都市計画マスタープランの位置づけ

「本別町都市計画マスタープラン」は、(新)「第7次本別町総合計画」との整合性を図るため、令和12年までを目標期間と定め、有効な土地利用の推進のためのまちづくり計画として位置づけられます。

その中で、将来の目標については、総合計画におけるまちづくりの目標や5つの発展方向に基づいて定めます。

また、その他の関連計画と十分な整合を図ったものとします。





## 3. 計画期間と対象範囲・将来人口

### (1) 計画の期間

「本別町都市計画マスタープラン」は、第7次総合計画との整合性を図るため、計画期間は令和3年度(2021)～令和12年度(2030年度)とします。

本別町を取り巻く社会情勢の変化などに伴い、修正の必要が生じた場合は、柔軟な姿勢でそのほかの計画や周辺他都市の動向との整合に留意しつつ、計画の見直しを行っていきます。

### (2) 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、本別町の<sup>\*</sup>都市計画区域を基本としながら、市街地が形成されている勇足地区、仙美里地区についても対象とします。

### (3) 将来人口

将来人口については、「第7次本別町総合計画」で具体的に数字を示し、本町の農林業や商工業の振興、子育て支援や福祉の充実、持続可能な行政運営などの施策効果により人口減少の抑制を図り、令和7(2025)年の目標人口を6,000人、令和12(2030)年の目標人口を5,500人と想定し現時点の人口(令和3年4月時点の人口)を維持していく事とします。

---

都市計画区域：都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域